

令和7年度 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会
第3回計画策定部会 議事録

日 時：令和7年12月15日（月） 10：00～12：00

場 所：尼崎市立中央北生涯学習プラザ 小ホール

出席者：

（委 員）9名

大岡委員、荻田委員（部会長）、近藤委員、高尾委員、濱田委員、林委員、南委員、
八代委員、山口委員 ※五十音順※

（事務局）

福祉部長、北部保健福祉センター所長、南部保健福祉センター所長、
福祉課長、重層的支援推進担当課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、
障害福祉政策担当、北部福祉相談支援課長、南部福祉相談支援課長、こども青少年課長

1. 開会

- ・事務局より、委員出欠状況の報告
- ・事務局より、傍聴者1名の報告
- ・事務局より、資料の確認
- ・部会長あいさつ

2. アンケート項目の審議について

- ・事務局より、資料1の説明

【質疑応答】

○部会長

来月から配布して回収となる。皆さまが感じておられること、あるいは、趣旨の捉え方が違うのではないかと等、ご意見、ご質問をお願いしたい。

○委 員

たくさん指摘したので大変だったと思うが、反映していただき感謝申し上げる。その意義を高めるための趣旨でのコメントとして、福祉施策の取組に関して主観得点を付けてもらう満足度調査の項目を最後に加えていただいた。これは、ある意味踏み込んだ質問の一步を切ってもらえたと思う。今後継続すると、変化が読み取れると思う。あの時もう少し伝えたかったのは、福祉施策をブレイクダウンして設問を置いた方が良いのではないかということである。

高齢者福祉の満足度、障害者福祉の満足度、こども・若者の福祉、総合的評価がある。レイアウトの都合なのかもしれないし、1つずつのデコボコを抑えるのはさすがに辛いかもしれないが、意義深く使いたいのであれば、そのデコボコをあえて可視化した方が良いのではないかと。コメントすれば議事録に残ると思うので、あえて明言しておきたい。これは、このスコアだけを見ても「んー。」と思うだけで終わると思う。あと、加えていただいたハザードマップの認知度、南海トラフ地震だけでなくすべての調査シートに洪水、内水、高潮、津波を加えていただいた。これも大事なことなのでコメントしたが、丁寧に作ってもらえたのであえて加えると、「内水判断」は9割以上の人はわからないのではないかと。説明が必要だと思う。「内水」と「外水」を説明できる人は、この場でも半数を切ってしまうかもしれない。説明を追記願いたい。これは、どのアンケート用紙も同様である。

一つ一つ自分であればどう回答するか見ていたが、例えば市民編、資料2の問1「あなたは身近な地域の人とどのような交流がありますか。（○は1つ）」は、複数あてはまる場合どうすれば良いのか。皆さん自分で回答してみたのか。私は1問目から一つしか選択できないのかと悩んだ。最後に再度精査すると良いと思った。また、問4「これまでに、日常のちょっとした声かけや手助けなどをしたことがありますか。」も、地域の話だとイメージできた上で、他の設問を見た上だと回答できるが、何をいきなり聞くのか、これは要るのかと思った。問6もある

ので逆算して聞いているのかもしれないが、戸惑うところがまだ残っているのではないかな。

前回指摘できなかったが、福祉事業所を対象とした資料5の13ページ問25に、防災マニュアルや事業継続計画の策定状況に関する設問がある。昨今のコンサルがしている調査をみると、策定状況を聞くものはもう古くて、充実度を同時に聞いている。それは使える計画なのかを聞く局面にきているのではないかな。厚労省で義務化されたので、策定していないと回答する事業所があること自体が由々しき事態である。充実度を尋ねないと、ほぼ意味がないのではないかな。

○部会長

4点ほどご指摘いただいた。何か事務局からコメントはあるかな。

○事務局

まず、市民の満足度については、事務局内部でもわけのべきなのか1つにするべきか、議論があった。最終的には1つにまとめるが、おっしゃる通り、現状では結果を見ただけではわからないが、他の回答と属性等をクロス分析することで見えてくる部分もあるのではないかな、ということで一旦このようにしている。

災害の「内水」について、おっしゃる通りわかりにくい。あるいは、内水被害自体がそれほど大きくないこともあり、認知度が低いと思われる。今回、ハザードマップも配布している。内水のハザードマップでご理解いただけるのではないかと考えている。

問1について。事務局としては、番号が下にいくほどハードルが低くなっていると考えてるので、ハードルが高い方から丸を付けていただくと想定しているが、そこがご理解いただきにくいと思う。検討したい。

問4について。前回の計画策定の時の、ハードルの低いところからお聞きしてはどうかとのご意見を踏まえ、このような設問を追加している。何を前提としているかわかりにくいとのことなので、また検討したい。

災害の防災マニュアルの充実度については、別途相談させていただきたい。

○委員

予備調査をする時間もお金もないので、回答できるのか誰かに真っさらな気持ちで試してもらわないと、我々はもう趣旨をわかってしまっているのでは何とか回答できるだろうという前提で進めているが、少し不安になった。

市民編の問25の福祉施策に対する満足度については、クロス集計することは大前提である。せっかく踏み込んでもらったので、それをしやすくするためにも、高齢者福祉・こどもの福祉・障害者福祉を分けておいた方が良いと思う。例えば年配の人は、年配の立場で高齢者福祉がしっかりしているのか厳しめに見る可能性もあると思う。子育て世代は、こどもの福祉はまだまだだと思えるかもしれないし、障害者の当事者でない人は障害者福祉がどうなっているのかあまり気にしていないかもしれない。そういうことを細かく分析した方が良いと思う。漠と「福祉施策どうですか」では、何をイメージしたかもわからない。分析自体がすぐくめくめになってしまっているのではないかな。大事なことなので繰り返し伝えているが、きちんと構えた方が良いと思う。

○事務局

踏み込んで答えた方が良いのであろうということと、そうは言いながら地域福祉計画は他分野でもそれぞれの計画を持っているため、他分野のことを聞くこと自体も調整が必要になる。今回については、福祉の総合的な部分でお聞きしたい。ただ、分析をしてみてもおっしゃる通り意味があまり出ないこともあるかもしれない。次回計画で改めて検証の上、調整できればと思う。

○部会長

他いかがかな。林委員もたくさん出していただいているが、いかがかな。

○委員

ボランティア活動のところについては、ハードルを低くして活動に参加していただきたい思

いもあり、追記をお願いしたところ、反映していただいているので有難い。あと、外国籍の方等の今日的な問題についても入れていただいているので、良かった。

○委員

形式的なものと、ケアレスミスと思われる点を確認したい。一点目は、資料2の問8の10に「DV」を追記されているが、用語解説に入れておかないと他の調査票と整合性が取れないのではないかと。検討願いたい。

二点目は、今回のアンケート調査は郵送とネットで実施すると思うが、ネット調査の場合、問い合わせ先にメールアドレスを入れることが求められている。調査実施主体と調査委託先のどちらかのメールアドレスを入れて対応する姿勢を持った方が良いと思う。

○部会長

DVについては、民生委員と事業者向けアンケートの用語解説には入っているが、他は入っていないので統一して解説が必要ではないかとのこと指摘である。事務局からこの点について、何かあるか。

○事務局

まず、メールアドレスについて。表紙の電話番号の下に入れる予定となっている。

一点目の用語解説の漏れについては、確認したい。

○委員

近藤委員もおっしゃっていたが、最初の間で1つしか回答できない点について、私も同様にこれは1つではないと思った。

○委員

直接関係ないかもしれないが、市民向けの10ページの問16-1「問16で「7」と回答した方に「協力できることはない」とお答えの理由を教えてください。」の選択肢の1番に「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」とあるが、3番の「非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」の方が少し柔らかいと感じる。もし罪を犯した人が見た時に、1番にこれがくるとショックを受けるのではないかと。3番を一番上にした方が良いのではないかと。12ページ問21「災害が起こったときに、①あなたは誰から安否確認をしてもらいたいですか」は、私なら家族にも見に来てほしいし、近所の人にも見に来てほしいし、町会の会長にも来てほしい。そういう場合は、全部に丸を付けても良いのか。

○事務局

まず、問16についてはご意見を踏まえて修正したい。

問21は、いくつでも丸を付けていただいても構わない。

○委員

市民向けの問14は、後見人になってほしい人がいないと制度が利用できないようにも見え、裁判所から推薦してもらえるので、注意書きを入れた方が良いのではないかと。問14-1の5「制度利用にかかる手続きや必要な費用などが心配であるから」は、申し立て時点での費用なのか、後見人が付いた後の後見人の費用なのか。申し立て時点では法テラスを利用できるし、後見人の費用は成年後見利用支援制度の助成がある。そのあたりを、用語解説に注意書きで入れてもらえればと思った。

問5-2「あなたがボランティア活動に取り組むにあたって、何を使って情報を得ましたか。」は、何かしらのボランティア団体に所属している等の具体例を書いてもらえれば。商工会議所以外の団体も、もしかしたらここにあがってくるのではないかと。

○事務局

ご意見を踏まえて、内部で検討したい。

○部会長

いただいたご意見を踏まえて、追加で補足が必要な事項、あるいは表現の変更、並びを見直す等については、最終1月の発送までに事務局で協議いただきたい。部会は本日で最後になるが、事務局で調整・確認してから発出いただくということで、よろしいか。

○委員一同

(異議なし)

3. 計画策定に関連する福祉分野別計画について

- (1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について
・事務局（高齢介護課 迫田課長）より、資料6の説明
- (2)「障害者計画・障害福祉計画」について
・事務局（障害福祉政策担当 山崎課長）より、資料7・8の説明
- (3)「こども・若者総合計画」について
・事務局（こども青少年課 浅田課長）より、資料9・10の説明

【質疑応答】

○部会長

3つの分野別計画について説明があった。住民主体の地域づくり、コミュニティづくりのための社会参加資源が地域の中にあり、それをどう活かしていくのかという部分は、地域福祉計画とオーバーラップする。もう一つは、権利擁護を土台とした包括的な支援体制を、地域の力を活かしながらどう作っていくかという点も、3分野ともに共通すると思う。我々が地域福祉計画を具体的に検討していく上で、共通する重要な点を説明いただいた。ご質問、ご意見を賜りたい。

○委員

分野別計画の中身を聞いていると、素晴らしいと思う。どれも大切な取組だと痛感する。だからこそ、より、地域福祉のアンケートで、分野別計画の満足度を聞けば良いのにとすごく思う。最後のこどもの権利条約は、国連の中で最も批准した国が多い条約なので、そういう意味でも日本がトップランナーになってほしい。安全安心の部門では、親御さんが安心して子育てできる点が大事な切り口になっているが、文科省の方針とのすり合わせで言えば、こども自身の生きる力を育むような防災に関するメニューも組み込まれていくと良いと感じた。ちなみに、来月は兵庫医科大学と組んで防災のための講座を行う。

質問として、高齢者の生きがい、就労支援はすごく大事だと思うし、充実してほしい。就労メニューに、福祉領域で就労できるものはどれくらいあるのか。高齢者でありながらも、例えば高齢者福祉施設で何らかのお手伝い・支援をしてきちんと報酬を得る、高齢者が障害者福祉施設で何かお手伝いをして報酬を得る、逆もまたしかりで、福祉計画がクロスしていく、特に就労の場面について具体的に教えてほしい。

○事務局

福祉的な面での高齢者の就労については、先ほど説明の中で少し触れた高齢者生きがい就労事業がある。その事業については先ほど申し上げた通りだが、令和6年度の実績では約170名の方が参加されている。ただそれは、最低賃金に届くような就労ではない。

例えば、巾着袋を作るとなると1個1～2円の単価で、こなしただけ報酬を得ることになる。就労という意味での働くことではなく、どちらかといえば生きがいや社会参加を視点に置いた事業になる。国からの交付金ももらいながら実施している事業で、介護予防や高齢者の社会参加にスポットをあてたものになる。一方でそうではなく、もう少ししっかり就労する一般就労に近いような形になると、例えばシルバー人材センターに登録し、そこから仕事を紹介してもらう等がある。こちらは、最低賃金の単価で仕事を受けるようにしていると聞いている。それが一般就労との中間にあるものになる。

もう一つは、訪問型支えあい活動がある。こちらは、社協とも連携しながら団体立ち上げや運営支援を実施している。地域団体が主体となり、地域の困りごとがある高齢者に介護上の支援、掃除、電球の取り換え等を行っており、団体でも参加を決めて料金をもらいながらしている。登録されている団体で一定の条件をクリアすれば、その活動に対して市から補助を出している。

先ほど生きがい就労で申し上げた就労的活動支援コーディネーターを委託事業で配置し、そういう職員も関りながら団体の立ち上げや伴走支援をしている。高齢者の就労に関しては、福祉的な面からの介護予防・フレイル改善に資する事業であるという認識が、我々も最近高まってきた。そういう意味で、シルバー人材センター含めて経済部とも今後密に連携を取りながら進めたい。高齢者は65歳を超えたから最低賃金は要らないということではなく、65歳を超えて企業を定年退職された方、自営業を引退された方でも、まだまだ元気な方は当然最低賃金以上の就労をしていただける。そのことによって労働人口が増え、日本社会を支える一員になってもらえて、ウィンウィンの形になっていくと考えている。色々な選択肢を提案できる土台を今後しっかりと作っていききたい。

○委員

福祉人材が不足している状況なので、福祉の対象となる方が担い手にもなれる。それが一つの解決の道かもしれない。そういうリーディングケースがたくさん生まれると良いと思う。

○事務局

生活支援サポーター養成講座には、なかなか人が集まらないと言われているが、受講者を地域支えあい活動につなげるなど、ハードルを下げて取組を進めたい。多くの人材を配置することはなかなか難しいが、そういう取組も含めて地域の活性化から本格的な支援に繋げていくことを考えている。

○部会長

近藤委員がおっしゃったように、プラスアルファ福祉施設や福祉事業所とのコーディネーションも、可能性として今後より充実させていくことができるのではないかな。

○委員

私はこどものことを中心に活動しているので、こども中心に全体的な福祉計画がどのようにできていくのか見ていた。障害者計画・障害福祉計画の9ページ下の、こどもの育ちを支えるサービス、デイサービスや児童発達支援が増えてきている現状を感じている。それと、10ページの就労継続支援の人数も増えている。特性があって引きこもってしまったこども達を、どう就労につなげていくか。中学も高校も行けていない子をデイにつなげようとしても、デイはどこかに所属していないと使えない。じゃあ就労につなげようとする、18歳以上でないとなげられない。となると、16～18歳の子はこういうサービスになかなかつなげられない。保護者の方が精神的にしんどいこともあるので、そこへの支援や精神的なフォローがないと、こども達だけではどうしてもできないことが多い。こどもの計画の障害を抱える子の家庭への支援の制度が、福祉計画にもすべて関わるところだと思う。しっかりつなげて評価してほしい。

それと、県の子ども・子育てでも支援員の研修があるが、研修を受けてもどこへ支援に行けば良いのかわからず、なかなかつながらない。そういう色々な支援者を、支援の場へつなげてほしい。制度があるので縛りがあると思うが、「いくしあ」もあるので、保健・福祉・教育をこれからもっと充実させてほしいと感じている。

○部会長

地域福祉に限らず、各分野別計画との共通課題だと思いながら聞いていた。

○委員

こども・若者総合計画の23ページについて、いくつか教えてほしい。「インクルーシブ教育

をさらに充実できるよう、障害児や医療的ケア児の受け入れに向けた取り組みを進めます。」とあり、その回答として「バリアフリー法の趣旨を踏まえた～優先順位をつけて計画的に進め～」とあるが、これはどういう優先順位なのか。

○事務局

これは教育委員会で計画しており、詳細まではわかりかねるが、例えば何もないところで工事をすると費用もかかるので、施設の老朽化等で学校・幼稚園・保育園を建て替えるタイミングに合わせて施設整備をすることが最も効果的であると聞いている。市内に小学校 41 校、中学校 17 校、公立幼稚園 13 園あるので、一度にすることはなかなか難しい。老朽化を踏まえて建て替えや整備が必要な施設から順次進めていくという認識である。

○委員

もう一点お聞きしたい。自分自身も先天性の障害を持って生まれたので、特に障害児教育に関して興味がある。23 ページ下から 2 番目の「私立幼稚園等において、特別な支援が必要なこどもの受け入れを～」について、具体的なことがわかれば教えてほしい。

○事務局

実施時期等については回答しづらいが、特別な支援が必要なこどもを受け入れるための私立への補助金額が少なく、保育士や教員を雇えないので、補助金を充実することを考えていると認識している。

○委員

これを見て、非常にきれいだと思った。私は、尼崎市身体障害者連盟福祉協会から参加している。私どもの協会には、視覚・聴覚・肢体の身体障害者がいるが、皆さんこどもの頃から自分の教育についての思いがある。インクルーシブ教育と書いてあるが、尼崎市ではどの程度進んでいるのか。

○事務局

インクルーシブ教育がどの程度進んでいるかコメントしづらいところもあるが、市長も誰一人取りこぼさない取組と申しており、学校・保育所・事業所・幼稚園等でも支援が必要なこども達に対するケアを充実させていく必要があるとのことで、特に教育委員が重要度をもって進めていると認識している。

○委員

尼崎市地域包括支援センターから参加している。高齢者への支援に携わる中で、例えばヤングケアラー問題も出てくるし、障害のある方が 65 歳を迎えると介護保険制度に移行することで、生活に影響が出てくることもある。こども・若者総合計画にはヤングケアラーについて載っているが、高齢者の計画には載っていない。障害者が 65 歳を迎えるにあたってどう変わっていくのか等、横の連携が個別計画に反映されてくると、より地域福祉計画の厚みが増すのではないか。どうしても行政は縦割りなので、誰一人取りこぼさないのであれば、双方に関わる内容は同じ温度感で計画に載ると良いと思う。

○委員

25 ページにあるヤングケアラーは、だいたい家の中にいる。それを外からどう探し出すのか。人伝え等あると思うが、なかなかわかりにくい問題ではないかと思う。

○事務局

本人がヤングケアラーであると自認していないケースが多い。例えば宿題を忘れがち、授業で居眠りしている、服装がいつも同じなどの変化を、学校の先生が気付くことがあると思う。学校の先生には、リーフレットを配布して気付いてもらえるような働きかけをしている。それ以外には、地域の子ども食堂等のこどもの居場所の支援者の方から指摘をいただくこともある。

周りの大人が気付けるように、ケアマネジャーや民生委員の研修会にも顔を出して市の取組等をお伝えする中で、意識をより持ってもらう活動をしている。特に今年は、ヤングケアラーについてのアンケートを実施した。今集計中だが、両面から働きかけて支援につなげたいと考えている。

○事務局

先ほどケアマネジャーの機能について少し触れたが、我々の世代より上は家でこどもが家事をすることは当たり前の感覚があると思う。ヤングケアラーは、勉強や学生生活に支障をきたす。福祉支援者が家の中に入っている、今まで気付かなかった、意識がなかった方々も、そういう視点で今後は見ていき、色々なところに声をかけていく取組を進めている。

○部会長

地域の中では色々なことが起きている。最後にご指摘があったように、気付きの目をできるだけ皆が持ち寄って関わり合うためには、地域福祉計画に限らず分野別計画の中でも重なりを意識していくことが重要と理解した。

4. 事務連絡

- ・事務局より、事務連絡

以 上